

一 株式会社商工組合中央金庫法の施行に関する告示

(平成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第一号)

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>附則 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社が同法附則第二十七条第二号に規定する特定業務を営む場合における第一条及び第十条第一項第二号イの規定の適用については、第一条第一項中「掲げる者」とあるのは「掲げる者及び特定承継会社（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律（平成八年法律第百十八号）附則第二十六条第一項に規定する特定承継会社をいう。次項第一号及び第十条第一項第二号イにおいて同じ。）」と、同条第二項第一号中「銀行並びに」とあるのは「銀行、」と、「掲げる者」とあるのは「掲げる者並びに特定承継会社」と、第十条第一項第二号イ中「掲げる者」とあるのは「掲げる者及び特定承継会社等（特定承継会社及びその子会社（銀行に限る。）をいう。）」とする。</p>	<p>(新設)</p>

二 株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準

(平成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第二号)

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(特定承継会社に係る特例)</p> <p>第八条 農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十六條第一項に規定する特定承継会社が同法附則第二十七條第二号に規定する特定業務を営む場合における第一條第六号の規定の適用については、同号中「掲げる者」とあるのは、「掲げる者及び農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律(平成八年法律第百十八号)附則第二十六條第一項に規定する特定承継会社」とする。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p>